

事務職員は、学校の基幹職員として
明日を担う子どもたちの豊かな成長を願い
保護者・地域と連携し、円滑な学校経営を支えます

全国の義務教育諸学校に勤務する学校事務職員は
次のことに取り組んでいます。

勉強することが楽しくなる学校づくり

- ・豊かな学習環境づくり = 学校予算の適正執行
- ・施設設備の整備・教材教具の整備
- ・教育関係機関との連携強化

保護者の願いに応える学校づくり

- ・学校評価と情報の公開
- ・保護者負担の軽減
- ・就学援助費等学校生活支援事業の推進

地域に開かれた学校づくり

- ・情報公開の推進 = 学校ホームページの活用
- ・ゲストティーチャー、学校ボランティアの募集・登録

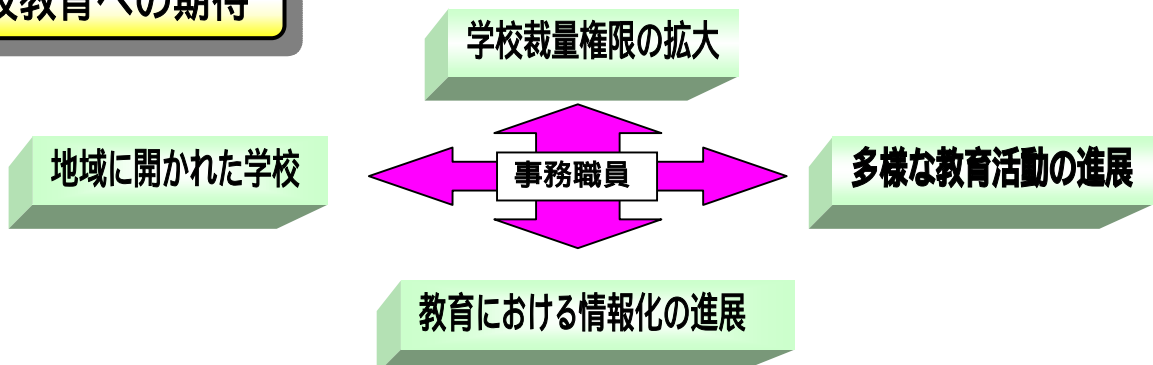
学校事務の組織化と「学校の事務・業務の共同実施」

- ・学校事務の効率化と円滑な学校運営の推進
- ・学校間連携による、よりよい教育活動への支援



事務職員は積極的に教育改革・学校改革に取り組めます

学校教育への期待



いま、義務教育があぶない！！

教育は国のためから 義務教育は国の責任

義務教育費国庫負担制度は憲法の要請です！！

戦後のあたらしい教育改革のもと、義務制の学校にも教員だけでなく、事務職員がおかれることになりました。

学校教育法施行当時、事務職員は「地方事務官」からスタートしました。昭和23年に「地方事務官」から「地方公務員」に職名変更され現在に至っていますが、「吏員相当格」の職員として、当時から学校で唯一の行政職員として、「人」・「もの」・「かね」・「情報」を担う学校経営に欠かせない役割を担ってきました。

学校教育法では、学校におくべき教職員として、校長・教頭・教諭・養護教諭・事務職員が規定され、義務教育費国庫負担制度適用職員となっています。

義務教育費国庫負担制度が廃止されると、

(1) 義務教育の崩壊です。

- ・地方の財政力だけでは、優秀な教職員の確保ができなくなります。
- ・教育水準の低下は子どもを犠牲にするものです。

(2) 地方財政の崩壊です。

- ・きめ細かな学習指導を行うためには、より多くの教職員の連携が必要です。
- ・地方に負担が掛かって来るのは必定で、地方分権にも逆行することになります。

三位一体の改革は
財政論ではなく教育論で！！

国と地方が互いに分担することで
我が国の義務教育は発展してきました。



義務教育費国庫負担制度の堅持を！！！！